

告 示

埼玉県告示第九百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、幸手市中島用悪水路土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和三年七月十九日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和三年八月二日から令和三年八月三十日まで

二 縦覧場所

幸手市役所